

第 83 号議案

加東市東条文化会館条例及び加東市滝野文化会館条例の一部を改正する条例制定の件

加東市東条文化会館条例及び加東市滝野文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市東条文化会館条例及び加東市滝野文化会館条例の一部を改正する条例

(加東市東条文化会館条例の一部改正)

第 1 条 加東市東条文化会館条例（平成 18 年加東市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 17 条 市長は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、東条会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第 9 条（見出しを含む。）から第 11 条（見出しを含む。）まで並びに前条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

東条文化会館使用料

基本使用料

(単位：円)

施設の名 称	使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	終日	備考
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0時ま で	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0時ま で	午前 9 時から 午後 1 0時ま で	
ホール	平日	1 1, 2 0 0	1 5, 2 7 0	2 1, 3 8 0	2 6, 4 8 0	3 6, 6 6 0	4 7, 8 7 0	
	土・日曜日 休日	1 4, 2 5 0	2 0, 3 7 0	2 6, 4 8 0	3 4, 6 2 0	4 6, 8 5 0	6 1, 1 1 0	
ホワイエ	平日	3, 3 6 0	4, 5 8 0	6, 4 1 0	7, 9 4 0	1 1, 0 0 0	1 4, 3 6 0	
	土・日曜日 休日	4, 2 7 0	6, 1 1 0	7, 9 4 0	1 0, 3 8 0	1 4, 0 5 0	1 8, 3 3 0	
リハーサル室		1, 4 2 0	1, 8 3 0	2, 4 4 0	3, 2 5 0	4, 2 7 0	5, 7 0 0	間 仕 切 使 用 は 半 額
楽屋		7 1 0	9 1 0	1, 2 2 0	1, 6 2 0	2, 1 3 0	2, 8 5 0	

備考

- 1 ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 150パーセント
 - (2) 使用者が、入場者から1,000円以上3,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
 - (3) 使用者が、入場者から3,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 300パーセント
 - (4) 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 250パーセント
- 2 ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 練習のため使用するとき 30パーセント
 - (2) 準備のため使用するとき 30パーセント
- 3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、超

過又は繰上げ分の使用料は基本使用料（上記1、2に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において1時間未満の使用時間は、1時間とみなす。

- 4 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 6 この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

（加東市滝野文化会館条例の一部改正）

第2条 加東市滝野文化会館条例（平成18年加東市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「掲げるものの他」を「掲げるもののほか、」に改める。

第9条第1項中「後納することができる」を「後納することができる」に改める。

第16条中第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、滝野会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第9条（見出しを含む。）から第11条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

滝野文化会館使用料

基本使用料

（単位：円）

施設の名 称	使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	備考
		午前9時から 正午ま	午後1時から 午後5	午後6時から 午後1	午前9時から 午後5	午後1時から 午後1	午前9時から 午後1	

			で	時まで	0時まで	時まで	0時まで	0時まで	
大ホール	ホール・舞台	平日	1 0, 1 8 0	1 3, 2 4 0	1 4, 2 5 0	2 0, 3 7 0	2 5, 4 6 0	3 3, 6 1 0	
		土・日曜日 休日	1 3, 2 4 0	1 6, 2 9 0	1 8, 3 3 0	2 6, 4 8 0	3 2, 5 9 0	4 3, 7 9 0	
	舞台	平日	3, 0 5 0	3, 9 7 0	4, 2 7 0	6, 1 1 0	7, 6 3 0	1 0, 0 8 0	
		土・日曜日 休日	3, 9 7 0	5, 0 9 0	5, 5 0 0	7, 9 4 0	9, 8 7 0	1 3, 1 3 0	
研修室	平日	2, 0 3 0	2, 6 4 0	2, 8 5 0	4, 0 7 0	5, 0 9 0	6, 7 2 0	間仕切使用は半額	
	土・日曜日 休日	2, 6 4 0	3, 2 5 0	3, 6 6 0	5, 2 9 0	6, 5 1 0	8, 7 5 0		
和室	平日	1, 0 1 0	1, 2 2 0	1, 4 2 0	2, 0 3 0	2, 4 4 0	3, 2 5 0	間仕切使用は半額	
	土・日曜日 休日	1, 4 2 0	1, 8 3 0	2, 0 3 0	2, 8 5 0	3, 4 6 0	4, 6 8 0		
ロビー	平日	3, 0 5 0	3, 9 7 0	4, 2 7 0	6, 1 1 0	7, 6 3 0	1 0, 0 8 0		
	土・日曜日 休日	4, 0 7 0	5, 2 9 0	5, 7 0 0	8, 1 4 0	1 0, 1 8 0	1 3, 5 4 0		
楽屋 1	平日	5 0 0	6 1 0	7 1 0	1, 0 1 0	1, 2 2 0	1, 6 2 0		
	土・日曜日 休日	7 1 0	9 1 0	1, 0 1 0	1, 4 2 0	1, 7 3 0	2, 3 4 0		
楽屋 2	平日	5 0 0	6 1 0	7 1 0	1, 0 1 0	1, 2 2 0	1, 6 2 0		
	土・日曜日 休日	7 1 0	9 1 0	1, 0 1 0	1, 4 2 0	1, 7 3 0	2, 3 4 0		
講座室	平日	1, 0 1 0	1, 3 2 0	1, 4 2 0	2, 0 3 0	2, 5 4 0	3, 3 6 0		
	土・日曜日 休日	1, 3 2 0	1, 6 2 0	1, 8 3 0	2, 6 4 0	3, 2 5 0	4, 2 7 0		
教育室	平日	1, 0 1 0	1, 3 2 0	1, 4 2 0	2, 0 3 0	2, 5 4 0	3, 3 6 0		
	土・日曜日 休日	1, 3 2 0	1, 6 2 0	1, 8 3 0	2, 6 4 0	3, 2 5 0	4, 2 7 0		

備考

- 1 大ホール及びその他施設の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 150パーセント
 - (2) 使用者が、入場者から1,000円以上3,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
 - (3) 使用者が、入場者から3,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 300パーセント
 - (4) 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200パーセント
- 2 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本使用料（上記1に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。
- 3 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 5 この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加東市東条文化会館条例及び加東市滝野文化会館条例の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

第 8 3 号議案 要旨

加東市東条文化会館条例及び加東市滝野文化会館条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

消費税率（消費税及び地方消費税の合計税率をいう。）が引き上げられたことにより公の施設の使用料の額を見直すこと及び指定管理者が収受する利用料金に関する事項を明確化することについて、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市東条文化会館条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 指定管理者が利用料金を収入として収受する場合の取扱いを明確化すること。（第 1 7 条）

イ 加東市東条文化会館の基本使用料の額を改めること。（別表）

ウ 所要の文言整理を行うこと。（第 1 6 条及び別表）

(2) 加東市滝野文化会館条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 指定管理者が利用料金を収入として収受する場合の取扱いを明確化すること。（第 1 7 条）

イ 加東市滝野文化会館の基本使用料の額を改めること。（別表）

ウ 所要の文言整理を行うこと。（第 3 条、第 9 条、第 1 6 条及び別表）

3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																																																
<p>○加東市東条文化会館条例の一部改正（第1条関係） （指定管理者による管理）</p> <p>第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第9条に規定する使用料を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第6条から第11条まで、第13条及び第14条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">東条文化会館使用料</p> <p style="text-align: center;">基本使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名 称</th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前～午 後</th> <th>午後～夜 間</th> <th>終日</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>午前9時 ～正午ま で</th> <th>午後1時 ～午後5 時</th> <th>午後6時 ～午後1 0時</th> <th>午前9時 ～午後5 時</th> <th>午後1時 ～午後1 0時</th> <th>午前9時 ～午後1 0時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>平日</td> <td style="text-align: center;">11,0 00</td> <td style="text-align: center;">15,0 00</td> <td style="text-align: center;">21,0 00</td> <td style="text-align: center;">26,0 00</td> <td style="text-align: center;">36,0 00</td> <td style="text-align: center;">47,0 00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名 称	使用時間	午前	午後	夜間	午前～午 後	午後～夜 間	終日	備考	午前9時 ～正午ま で	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後1 0時	ホール	平日	11,0 00	15,0 00	21,0 00	26,0 00	36,0 00	47,0 00		<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第6条から第11条まで、第13条及び第14条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、東条会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第9条（見出しを含む。）から第11条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">東条文化会館使用料</p> <p style="text-align: center;">基本使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名 称</th> <th rowspan="2">使用時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>終日</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>午前9時 から正午 まで</th> <th>午後1時 から午後 5時まで</th> <th>午後6時 から午後 10時ま で</th> <th>午前9時 から午後 5時まで</th> <th>午後1時 から午後 10時ま で</th> <th>午前9時 から午後 10時ま で</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>平日</td> <td style="text-align: center;">11,2 00</td> <td style="text-align: center;">15,2 70</td> <td style="text-align: center;">21,3 80</td> <td style="text-align: center;">26,4 80</td> <td style="text-align: center;">36,6 60</td> <td style="text-align: center;">47,8 70</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名 称	使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	備考	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 10時ま で	ホール	平日	11,2 00	15,2 70	21,3 80	26,4 80	36,6 60	47,8 70	
施設の名 称			使用時間	午前	午後	夜間	午前～午 後	午後～夜 間		終日	備考																																						
	午前9時 ～正午ま で	午後1時 ～午後5 時		午後6時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後1 0時																																										
ホール	平日	11,0 00	15,0 00	21,0 00	26,0 00	36,0 00	47,0 00																																										
施設の名 称	使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	備考																																									
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 10時ま で																																										
ホール	平日	11,2 00	15,2 70	21,3 80	26,4 80	36,6 60	47,8 70																																										

	土・日曜日	14,0	20,0	26,0	34,0	46,0	60,0	
	祝日	00	00	00	00	00	00	
ホワイエ	平日	3,30	4,50	6,30	7,80	10,8	14,1	
		0	0	0	0	00	00	
	土・日曜日	4,20	6,00	7,80	10,2	13,8	18,0	
	祝日	0	0	0	00	00	00	
リハーサル室		1,40	1,80	2,40	3,20	4,20	5,60	間仕切使用は半額
		0	0	0	0	0	0	
楽屋		700	900	1,20	1,60	2,10	2,80	
				0	0	0	0	

備考

- 文化ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 150パーセント
 - 使用者が、入場者から1,000円以上3,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
 - 使用者が、入場者から3,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 300パーセント
 - 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 250パーセント
- ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - 練習のため使用するとき 30パーセント
 - 準備のため使用するとき 30パーセント
- 使用許可時間を超過し、又は繰上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本料使用料（上記1、2に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。
- 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算する。
- この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝

	土・日曜日	14,2	20,3	26,4	34,6	46,8	61,1	
	休日	50	70	80	20	50	10	
ホワイエ	平日	3,36	4,58	6,41	7,94	11,0	14,3	
		0	0	0	0	00	60	
	土・日曜日	4,27	6,11	7,94	10,3	14,0	18,3	
	休日	0	0	0	80	50	30	
リハーサル室		1,42	1,83	2,44	3,25	4,27	5,70	間仕切使用は半額
		0	0	0	0	0	0	
楽屋		710	910	1,22	1,62	2,13	2,85	
				0	0	0	0	

備考

- ホール____の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 150パーセント
 - 使用者が、入場者から1,000円以上3,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
 - 使用者が、入場者から3,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 300パーセント
 - 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 250パーセント
- ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - 練習のため使用するとき 30パーセント
 - 準備のため使用するとき 30パーセント
- 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本使用料____（上記1、2に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。
- 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝

日に関する法律 （昭和23年法律第178号） に規定する休日をいう。

○加東市滝野文化会館条例の一部改正（第2条関係）

（業務）

第3条 滝野会館は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるものの他 必要な業務

（使用料）

第9条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別に利用があると認める場合に限り、後納することができる。

2 (略)

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(7) (略)

2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第9条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。

3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第6条から第11条まで、第13条及び第14条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第17条 (略)

別表（第9条関係）

祝日に関する法律 _____ に規定する休日をいう。

（業務）

第3条 滝野会館は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な業務

（使用料）

第9条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別に利用があると認める場合に限り、後納することができる。

2 (略)

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(7) (略)

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第6条から第11条まで、第13条及び第14条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、滝野会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、第9条（見出しを含む。）から第11条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第18条 (略)

別表（第9条関係）

滝野文化会館使用料

基本使用料

区分		使用料の額							備考		
室名	収容人員又は面積	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00				
基本料金	大ホール	平日	404人	円	円	円	円	円	円		
		土・日曜日 祝日		10,000	13,000	14,000	20,000	25,000	33,000		
	舞台	平日	133m ²	3,000	3,900	4,200	6,000	7,500	9,900		
		土・日曜日 祝日		3,900	5,000	5,400	7,800	9,700	12,900		
	研修室	平日	98人	2,000	2,600	2,800	4,000	5,000	6,600		間仕切使用は半額
		土・日曜日 祝日		2,600	3,200	3,600	5,200	6,400	8,600		
和室	平日	20畳	1,000	1,200	1,400	2,000	2,400	3,200	間仕切		

滝野文化会館使用料

基本使用料

(単位：円)

施設名称	使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	備考	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
大ホール	ホール・舞台	平日	10,180	13,240	14,250	20,370	25,460	33,610	
		土・日曜日 休日	13,240	16,290	18,330	26,480	32,590	43,790	
	舞台	平日	3,050	3,970	4,270	6,110	7,630	10,080	
		土・日曜日 休日	3,970	5,090	5,500	7,940	9,870	13,130	
研修室	平日	2,030	2,640	2,850	4,070	5,090	6,720	間仕切使用は半額	
	土・日曜日 休日	2,640	3,250	3,660	5,290	6,510	8,750		
和室	平日	1,010	1,220	1,420	2,030	2,440	3,250	間仕切	

	土・日曜 日 祝日		<u>1,400</u>	<u>1,800</u>	<u>2,000</u>	<u>2,800</u>	<u>3,400</u>	<u>4,600</u>	切 使用 は 半 額
ロビー	平日	168m ²	<u>3,000</u>	<u>3,900</u>	<u>4,200</u>	<u>6,000</u>	<u>7,500</u>	<u>9,900</u>	
	土・日曜 日 祝日		<u>4,000</u>	<u>5,200</u>	<u>5,600</u>	<u>8,000</u>	<u>10,000</u>	<u>13,300</u>	
楽屋1	平日	13人	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	
	土・日曜 日 祝日		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>2,300</u>	
楽屋2	平日	13人	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	
	土・日曜 日 祝日		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>2,300</u>	
講座室	平日	20人	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>1,400</u>	<u>2,000</u>	<u>2,500</u>	<u>3,300</u>	
	土・日曜 日 祝日		<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,600</u>	<u>3,200</u>	<u>4,200</u>	
教育室	平日	17人	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>1,400</u>	<u>2,000</u>	<u>2,500</u>	<u>3,300</u>	
	土・日曜 日 祝日		<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,600</u>	<u>3,200</u>	<u>4,200</u>	

備考

1 大ホール及びその他施設の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本料金」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

	土・日曜 日 休日		<u>1,420</u>	<u>1,830</u>	<u>2,030</u>	<u>2,850</u>	<u>3,460</u>	<u>4,680</u>	切 使用 は 半 額
ロビー	平日		<u>3,050</u>	<u>3,970</u>	<u>4,270</u>	<u>6,110</u>	<u>7,630</u>	<u>10,080</u>	
	土・日曜 日 休日		<u>4,070</u>	<u>5,290</u>	<u>5,700</u>	<u>8,140</u>	<u>10,180</u>	<u>13,540</u>	
楽屋1	平日		<u>500</u>	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>1,010</u>	<u>1,220</u>	<u>1,620</u>	
	土・日曜 日 休日		<u>710</u>	<u>910</u>	<u>1,010</u>	<u>1,420</u>	<u>1,730</u>	<u>2,340</u>	
楽屋2	平日		<u>500</u>	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>1,010</u>	<u>1,220</u>	<u>1,620</u>	
	土・日曜 日 休日		<u>710</u>	<u>910</u>	<u>1,010</u>	<u>1,420</u>	<u>1,730</u>	<u>2,340</u>	
講座室	平日		<u>1,010</u>	<u>1,320</u>	<u>1,420</u>	<u>2,030</u>	<u>2,540</u>	<u>3,360</u>	
	土・日曜 日 休日		<u>1,320</u>	<u>1,620</u>	<u>1,830</u>	<u>2,640</u>	<u>3,250</u>	<u>4,270</u>	
教育室	平日		<u>1,010</u>	<u>1,320</u>	<u>1,420</u>	<u>2,030</u>	<u>2,540</u>	<u>3,360</u>	
	土・日曜 日 休日		<u>1,320</u>	<u>1,620</u>	<u>1,830</u>	<u>2,640</u>	<u>3,250</u>	<u>4,270</u>	

備考

1 大ホール及びその他施設の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき
150パーセント

(2) 使用者が、入場者から1,000円以上3,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント

(3) 使用者が、入場者から3,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき
300パーセント

(4) 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200パーセント

2 使用許可時間を超過し、又は繰上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本料金（上記1に該当するときは、割増料金を加算した額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。

3 冷暖房を使用する場合は、基本料金に50パーセントを乗じて得た額を加算する。

4 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(1) 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき
150パーセント

(2) 使用者が、入場者から1,000円以上3,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント

(3) 使用者が、入場者から3,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき
300パーセント

(4) 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200パーセント

2 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本使用料（上記1に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。

3 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算する。

4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5 この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律_____に規定する休日をいう。

加東市東条文化会館規則及び加東市滝野文化会館規則の一部を改正する規則（案）

（加東市東条文化会館規則の一部改正）

第1条 加東市東条文化会館規則（平成18年加東市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「大ホール」を「ホール」に、「楽屋を使用するときは」を「楽屋を使用するとき」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 指定管理者に条例第17条第1項の規定により、東条会館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、本則及び様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

附属設備使用料

分類	名称 品目	単位	1回当たりの使用料	
			ホール	リハーサル室
照明設備	ボーダーライト	1列	500円	500円
	サスペンションライト	1列	710円	
	アッパーホリゾンライト	1列	810円	
	シーリングライト	1列	1,220円	
	センターピンスポットライト	1台	2,030円	
	フロントサイドライト	1式	1,010円	
	ローアホリゾンライト	1列	810円	
	天井反射板ライト	1式	1,010円	
音響設備	音響調整卓	1式	2,030円	
	カセットデッキ	1台	500円	
	CD・コンパクトフラッシュカードレコーダー	1台	710円	
	CD・MDプレーヤー	1台	500円	
	エレベーターマイク装置	1式	1,010円	
	エアーモニターマイク装置	1式	2,030円	
	コンデンサーマイク	1本	1,010円	
	ダイナミックマイク	1本	500円	
	ワイヤレスマイク	1本	500円	
	ワイヤレスマイク（タイピン型）	1本	1,520円	
	移動型ステージスピーカー	1台	1,010円	
	はね返りスピーカー	1台	500円	
	ミキサー卓	1台	1,010円	
	マイクスタンド（床上型）	1本	200円	
	〃（ブーム型）	1本	500円	
	〃（卓上型）	1本	100円	
楽器	グランドピアノ（スタインウェイD2	1台	10,180円	

	74)			
	グランドピアノ (国産)	1台	5,090円	
	グランドピアノ (国産)	1台		2,030円
映写設備	常設スクリーン	1台	1,520円	
舞台設備	演台	1台	500円	500円
	花台	1台	300円	300円
	司会者台	1台	400円	400円
	指揮台	1台	300円	
	指揮者用譜面台	1本	300円	
	反響板	1式	4,070円	
	金屏風	1双	2,030円	
	平台	1台	200円	
	エフェクトマシン	1式	1,010円	
	椅子	1脚	50円	
	机	1台	100円	
	譜面台	1本	50円	
	めくり台	1台	200円	
	緋毛せん	1枚	100円	
	上敷	1枚	200円	
	所作台	1台	500円	
		松羽目	1枚	2,030円
中継	ラジオ中継	1式	5,090円	
	テレビ中継	1式	10,180円	
その他	持込み電気器具用コンセント	1KW	300円	

(1) 1回の使用料とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）を各1回とし、終日（午前9時から午後10時まで）を使用する場合は、3回として計算する。

(2) ピアノ使用料には、調律料を含まない。

(3) 持込み電気器具用コンセントを使用する場合の1KWとは、持込み電気器具の定格消費電力の1KWをいい、その合計量に1KW未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(4) この料金表に規定していないものは、別に実費を徴収する。

(加東市滝野文化会館規則の一部改正)

第2条 加東市滝野文化会館規則（平成18年加東市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ホールを使用するときは」を「大ホールを使用するとき」に、「ホールとその他施設」を「大ホールとその他施設」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 指定管理者に条例第17条第1項の規定により、滝野会館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、本則及び様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

附属設備使用料

分類	品目	単位	1回当たりの使用料	摘要
照明設備	ボーダーライト	1式	1,010円	
	フットライト	1列	1,010円	
	ロアーホリゾンライト	1列	1,010円	
	サスペンションライト	1式	1,010円	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,010円	
	フロントサイドライト	1式	1,010円	
	シーリングライト	1列	1,010円	
	センターピンスポットライト	1台	2,030円	
	天井反射板ライト	1式	1,010円	
音響設備	音響調整卓	1式	2,030円	
	CD・MDプレーヤー	1台	500円	
	CD・コンパクトフラッシュカードレコーダー	1台	710円	
	カセットデッキ	1台	1,320円	
	コンデンサーマイク	1本	810円	
	ダイナミックマイク	1本	810円	
	ワイヤレスマイク	1本	1,010円	
	ワイヤレスマイク（タイピン型）	1本	1,520円	
	エレベーターマイク装置	1式	1,520円	
	マイクスタンド（床上型）	1本	200円	
	〃（ブーム型）	1本	500円	
	〃（卓上型）	1本	100円	
	はね返しスピーカー	1台	1,010円	
楽器	グランドピアノ（ヤマハCF）	1台	8,140円	
映写設備	映写機スクリーン	1台	1,520円	
舞台設備	譜面台	1本	50円	
	指揮者用譜面台	1本	300円	
	指揮台	1台	300円	
	平台	1台	200円	
	めくり台	1台	200円	
	金屏風	1双	1,520円	
	緋毛せん	1枚	100円	
	上敷	1枚	200円	
	反響板	1式	4,070円	
	演台	1台	500円	
	花台	1台	300円	
	司会者台	1台	400円	
	椅子	1脚	50円	
	机	1台	100円	
中継	ラジオ中継	1式	5,090円	
	テレビ中継	1式	10,180円	

その他	持込み電気器具用コンセント	1 KW	300円
-----	---------------	------	------

- (1) 1回の使用料とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）を各1回とし、終日（午前9時から午後10時まで）を使用する場合は、3回として計算する。
- (2) ピアノ使用料には、調律料を含まない。
- (3) 持込み電気器具用コンセントを使用する場合の1 KWとは、持込み電気器具の定格消費電力の1 KWをいい、その合計量に1 KW未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- (4) この料金表に規定していないものは、別に実費を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の加東市東条文化会館規則及び加東市滝野文化会館規則の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用する附属設備の使用料について適用する。